

支払保険料の税務処理

令和4年7月14日、金融庁はM生命保険株式会社に対して行政処分を出しました。保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動につながる商品内容となっていないか？という観点を明確化し節税（課税の繰延べ）を訴求した商品開発を含め、同活動を防止する指針が示されていました。今回は低解約返戻型の法人向商品を利用した年金保険を使った名義変更プランが問題視されました。

この他にも国税当局は定期保険等から同種類の払済保険へ変更し解約返戻率の上昇後に解約するスキームにも注視しています。

今後は金融庁と国税庁により商品審査段階とモニタリング段階において規制の強化が図られることになりました。

今回は現行における保険税務について再確認しましょう。

① 定期保険及び第三分野保険

定期保険は保障期間が有期である死亡保険金を目的とする保険内容で支払時は損金になります。第三分野保険（介護保険、傷害保険等）は疾病、傷害分野を保障する保険内容で支払時に損金になります。

ただし、保障内容等を工夫して前払保険料等を原資とした解約返戻金を高くした保険商品も販売されました。これらの保険本来の趣旨を逸脱した租税回避行為を防ぐため、法人税法等では最高解約返戻率によって区分し損金算入割合等が定められています。

最高解約返戻率	損金算入割合	資産計上期間	取崩期間
50%以下	全額損金算入	なし	—
50%超 70%以下	60%損金算入	契約日から保険期間の当初4割に相当する期間まで	保険期間の3/4相当期間の経過後から保険期間満了まで
70%超 85%以下	40%損金算入		
85%超	契約日から10年目まで 100%-（最高解約返戻率×90%） 契約日から10年経過後 100%-（最高解約返戻率×70%）	（原則） 契約日から最高解約返戻率となる最も遅い期間まで	解約返戻金額が最高となる最も遅い期間の経過後から保険期間満了まで

*解約返戻率には生命保険相互会社から支給される契約者配当金は含まれません。

➡〇〇生命保険株式会社の法人形態では契約者配当金は支給されません。

*最高解約返戻率が70%以下でかつ全ての保険会社の契約を含めた一被保険者あたりの年間保険料の合計額が30万円以下の場合、**全額損金に算入**することができます。

➡節税効果を主張する代理店の提案では他社契約を把握していないため30万円基準を超過していることがありますのでご注意ください。

② 養老保険

死亡保険金（保障）又は満期保険金（貯蓄）を目的とする保険内容です。保険金の受取人の設定によって税務処理が異なります。

		パターン①	パターン②	パターン③
保険金受取人	死亡保険金	被保険者の遺族	法人	被保険者の遺族
	満期保険金	法人	法人	被保険者（従業員等）
税務処理 損金算入 割合		福利厚生プラン 福利厚生費 50% 資産計上額 50%	損金算入割合 0% 資産計上額 100%	被保険者に対する 給与 100%(源泉所得税の対象) 資産計上額 0%

③ 終身保険

死亡保障が終身（一生）ある保険内容です。死亡保険金受取人が契約者である法人のときは貯蓄性があるため法人が支払った保険料は資産計上します。

④ その他

医療保険、がん保険、長期平準定期保険、遡増定期保険などは上記とは異なる税務上の取扱いが定められていますのでご注意ください。